

会議の名称	令和3年度第3回個人情報保護運営審議会		
開催日時	令和3年10月14日(木) 午後5時30分～7時40分		
開催場所	東村山市役所 本庁舎6階 第2委員会室		
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 日下直喜委員・田村初恵会長・當間丈仁会長職務代理・ 広井勝夫委員・廣田佳郎委員・水越久吉委員 (市事務局) 荒井総務部長・新井総務部次長・武藤総務課長・富田総 務課長補佐・鳴海情報公開係長・高谷情報公開係主任</p> <p>●委員欠席者：佐藤佳弘委員</p>		
傍聴の可否	傍聴 不可	傍聴不可 の場 合は その 理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	(1) 会長挨拶 (2) 会長へ諮問書授受 (3) 諮問審議 ・令和3年度諮問第7号 「新型コロナウイルスワクチン接種事業支援業務委託における取扱う個人情報の追加(特定個人情報の追加)」(新型コロナウイルスワクチン接種事業PT) ・令和3年度諮問第8号 「図書館システム及び利用者用インターネット端末保守委託におけるリモート保守の通信形式変更(VPN接続)」(図書館) ・令和3年度諮問第9号 「自治体専用申込み・アンケートフォーム(LoGoフォーム)および自治体専用ビジネスチャット(LoGoチャット)の使用契約」(情報政策課) ・令和3年度諮問第10号 「保護者向け一斉連絡アプリケーションの利用」(教育政策課) (4) 報告 ・東村山市個人情報保護に関する条例の改正について(総務課) (5) その他		
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 鳴海・高谷 電話番号 042-393-5111 (内線2317) ファックス番号 042-390-6227		
会 議 経 過			
(1) 会長挨拶 皆様こんばんは。 久しぶりの審議会ですが、皆様とこうやって元気に顔を合わせることができて本当によかったなと思っております。コロナだけが原因ではないと思いますが、世の中がずいぶんと変わってきていると感じています。コロナの中で個人情報の問題もい			

ろいろ出てきましたし、日本社会の脆弱性みたいなものも明らかになったりして、これから社会はどう変わってしまうのかと思っております。

そういう中で、本日資料としていただいておりますけれど、個人情報保護法も変わり、法律に一元化されるとのことです。要配慮個人情報の取り扱いがどうなるのか、心配な面もありますし、我々のこの会議もどうなるのか分からないですけれども、私共としては、まずは今の条例に従って淡々と審議させていきたいと、そう思っております。

大変な時代でございますが、本日もよろしく申し上げます。

(2) 諮問書授受

荒井総務部長より田村会長へ諮問書を手渡す。

(3) 諮問審議

○「新型コロナウイルスワクチン接種事業支援業務委託における取扱う個人情報の追加（特定個人情報の追加）」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び新型コロナウイルスワクチン接種事業PTの回答

- 委託事業者が取扱う個人情報について、マイナンバーを新たに個人情報として取り入れた場合、既に取り扱っている個人情報は、不要となるものもあるのではないかと。マイナンバーカードを発行してもらっているか否かに関わらず、マイナンバーからワクチンの接種記録を検索できるということだと理解しているがいかがか。
- マイナンバーを利用した検索も可能だが、実際の業務運用に当たっては、必ずしも窓口にいらしたお客様がご自身のマイナンバーをご存じでないことも多いので、実際には氏名・生年月日で検索することの方が多くなると考えている。いろいろな記録、申請書の添付資料等でもマイナンバーの収集はできる限りせずに、基本的には従前の取扱いをした上で、やむを得ない場合のみのマイナンバーを利用するものと考えている。
- マイナンバーを取り扱うにもかかわらず既に取り扱っている他の個人情報は、全て残しておくということになるのか。というのも、できるだけ取扱う個人情報が少ないほど、情報漏えいのリスクが下がるためである。その辺りの検討はなされたのか。
- 今回、本受託業務に当たっては、コールセンターでの予約業務の他に、予診票を基に接種した記録をチェックする等の様々な事務をアデコ株式会社に委託している。諮問書P. 2「3 委託内容」の【既に委託実施済内容】の事業の中の、健康かるて等の入力支援、ワクチン接種予約システムの導入、VRSの運用支援等の今回ワクチン接種の関係で取扱う様々な申請書、個人情報を、接種券の発行だけではなく、予診票の記録の確認、メールを利用したオンラインでの予約等の複数のラインで使用しているため、やむを得ず必要になる範囲だと捉えている。
- 承知した。
- 諮問書P. 2「4 委託事業者が新たに取扱う個人情報」の(2)身分証に関する情報について、括弧書きで運転免許証、健康保険証、パスポート等とあるが、この他に介護保険証等も身分証として含まれるのか。

- 身分証に関する情報については、接種券の再発行の際に、身分証として運転免許証、健康保険証、障害者手帳等、何かしらの書類が一つあれば可としていることから、ここでは「等」と記載している。また、現在運用するワクチンの接種証明の発行は、渡航者向け、海外に行く方向けに発行しており、ここではパスポートの情報が入力必須となっていることからパスポートと記載している。
- 介護保険証も含まれる。
- 介護保険証も身分証に含まれるが、全ての方について取得するのではなく、身分証としてどれか一つ、さらに接種券の再発行をする方についてのみであり、通常の発行時にはご本人の住所に接種券を市から送っているため、ほとんどの方はこれらの個人情報取得しない。
- 諮問書P. 3「5 個人情報を取り扱う作業の留意点」について、「※受託者による特定個人情報の取扱いはマイナンバーを含む書類及びシステム画面の閲覧のみで、保存はない」とある。この「保存はない」というのは、システムのにも、例えばUSB等の記録媒体は使えない仕様になっているという理解でよいか。
- 仕組みとして、市役所で使用するコンピュータではシステム管理者から認可されたUSBしか使用できない。通常、認可されたUSBは市の職員が持っており、委託事業者には一切触らせないため、現実的に使用することは不可能である。
- 個人的に持ちこんだUSBに個人情報をダウンロードすることはできない仕組みになっているということか。
- お見込みのとおりである。
- 諮問書P. 3「5 個人情報を取り扱う作業の留意点（1）作業場所」において、私物の持ち込みの禁止等について「現場責任者によるチェックを行う」とあるが、現実にはどのようなチェックを行っているのか。というのも、現実問題として日常チェックをしていくというのはかなり労力のかかるものであるため、その内容を教えてほしい。
- 管理者がひとつのフロア内に4人程度おり、休憩時間にスタッフが席を外す際には、管理者が頻回に巡回し、そこで万が一書類が出しっぱなしになっているような状況があれば、管理者が対応する。また、市の職員も2名程度常駐しており、何か問題が無いか目視で確認を行っている。
- ボディチェックまではやらないだろうが、持ち物検査を常に行うというチェックではなく、日常の業務中に責任者が目視で確認し、何か問題があれば対応するという理解でよいか。
- 作業場所へ入るときには、透明なバッグ以外は持ちこめないよう出入口に管理者の席を置き、個人情報等を持ち出せない仕組みを作っている。
- 同じく諮問書P. 3「5 個人情報を取り扱う作業の留意点（1）作業場所」について、「受託者の従事者についてはバッグ等私物の持ち込みを禁止」との記載のうち、バッグ「等」とあるのは具体的にどのようなものを検討されたのか。
- スマートフォン等の私物の持ち込みを禁止しており、これらの私物は作業場所手前のロッカールーム内のロッカーに入れてもらっている。透明のバッグに入れて実際に持ち込みを認めている私物の例としては、化粧ポーチ、ティッシュペーパー、水筒である。
- ペンケースやメガネケースの持ち込みを禁止する場合もある。その辺りは既に十分検討されているのか。
- 過去の給付金事業も含めて、万が一個人情報スタッフが表に出るとというのが一番のリスクだと考えており、そういった危険性のないもの、化粧ポーチは

多少リスクとしてはあるが、一定やむを得ないものとして、それ以外の私物はロッカーにしまわせ持ち込ませないようにしている。

- 諮問書 P. 3 「6 今回追加される委託業務に関するシステムの有無等（3）外部回線との接続」について、「VRSへのログインには国から市へ配布された専用のID・パスワードを委託業者に割り振り使用する」とあるが、これは業者にいくつ割り振っているのか。
 - 10程度割り振る予定である。
 - その数は、国から言われたのか、こちらの希望なのか。また、職員用のIDは保有するのか。
 - 職員用のIDは現在2ID持っている。今回、GoToトラベルなどで、ピークが12月くらいに来ると予測しており、これに対応するために10アカウントの追加を考えている。
 - ID・パスワードが割り振られた業者の社員については名簿を作るのか。
 - 作成する。
 - 10アカウントというのは、多いのではないか。
 - 例えば同時に使うのが6台であったとしても、休暇やローテーションを踏まえると10アカウント程度は必要になる。
 - 承知した。名簿を作った上で、可能であれば誰がいつ使ったかを管理する使用簿があった方が本当はいいと思う。システム上管理できるかもしれないが、チェックを行ってほしい。
 - 契約変更を5月31日にしたとのことだが、大元の契約の始期は。
 - 4月1日からの契約である。
 - 5月31日の変更契約をした時点で、証明書の発行やワクチン接種記録の確認については含まれているのか。
 - ワクチン接種証明の発行は5月31日の時点では入っておらず、今回マイナンバーの使用について可の答申をいただいてからもう一度変更契約を行う予定である。
 - 時系列的に契約済みの内容を諮問しているのかという誤解をしていた。これからこの中身については契約をするということで理解した。
 - 10月下旬以降に契約予定である。
 - この審議会を経ないと契約できないことになっているため、そのように理解している。
 - 2回目の変更契約で対応するということが私には分かりにくかった。中身は今の説明でよく分かった。
 - 他にご質問がなければ、諮問通り行うことを「可」とする。
- 「図書館システム及び利用者用インターネット端末保守委託におけるリモート保守の通信形式変更（VPN接続）」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び図書館の回答

- 諮問書 P. 1 「3. 受託者が取扱う個人情報の種類」について、利用者のみか、それとも市民全体のものか。
 - 利用者のみである。
- 利用者が児童や未成年の場合、保護者の氏名も取り扱うこととなるのか。
 - お見込みのとおりである。
- 諮問書にはそのように記載していただくようお願いする。

- だいたい何歳ぐらいまで保護者の氏名も必要なのか。
- 小学生までである。
- 諮問書 P. 3 「5 コンピュータ・記録媒体の利用、外部接続の有無（4）」について、「対応完了後に消去する等業者規程に則り管理」とあるが、これは業者規程に則ったものではなく、市が仕様書などできちんと指示すべきものではないか。受託者によっては程度に差が出る可能性もある。あくまでも受託者任せではなく、市がきちんと指示すべきではないかと思うが、ここにある規程がどういったものなのか、市から指示する必要はないのかといった点について、所管の考えをお聞きしたい。
- 規程に則った管理とはどういうことになっているのか確認し後日回答する。
- それに加え、教育委員会としての考え方を教えていただきたい。諮問書を読む限り、申し訳ないがあくまでも事業者側のスタンスで良いと読み取れてしまう。教育委員会として規程を確認するのは大切だが、それに加え、例えば消去に使用したソフトや方法などを必ず報告させ、教育委員会ではその報告を確認するなど、相手任せにせずに行えばといった趣旨でお聞きしている。
- きちんと最後まで教育委員会が確認するというスタンスを持っていただきたい。
- 諮問書 P. 20 「特約条項」第12条第3項に「報告書の提出を求めることができる」とあるが、「しなければならない」に変えていただいた方が明確ではっきりすると思う。
- 「通常委託用」とあるとおり、全庁的に使用しているもので、それを直すとなるというところがあると思う。
- 求めることができることを踏まえ、例外的な場面があった際にはその報告をしないといけないことを、教育委員会として受託者に言えるようにしておくべきである。
- 求めることができるのであれば、きちんと求めていただきたい。
- この件について、規程や報告をいただけるかなど、後日報告ということで良いか。
- 総務課を通じ報告いただけるようお願いする。
- 市民15万人のうち、図書館の利用者がどのくらいいるのか。
- 令和2年度事務報告書からの数字であるが、令和2年度に1回以上図書館を使った市民の合計数は21,366人である。なお、令和2年度は感染症の影響で休館期間もあり、例年よりも利用人数は少ない。
- そのかたたちがこのシステムを利用できるということか。
- お見込みのとおりである。
- 市内に図書館はいくつかあるが、そのうち1箇所障害が発生した場合、その図書館から直接保守会社へ連絡できるよう図書館ごとの担当者がいるのか。
- 基本的には中央図書館の運営係に一報いただき、運営係の職員から事業者へ連絡を入れる。夜間や土日などで緊急の際は、直接障害が発生した図書館から連絡を入れてもらうこととなる。
- 中央と分館との役割について、職員の皆さんがその役割を認識してやっていただきたいと思う。情報が錯綜しちゃうとまずいので。
- 他にご質問がなければ、先程のデータ消去について後日総務課を通じご回答いただくことで可とする。

○「自治体専用申込み・アンケートフォーム（LOGフォーム）および自治体専用ビジネスチャット（LOGチャット）の使用契約」について、諮問どおり行

うことを「可」とする。

※委員意見及び情報政策課の回答

- 諮問書 P. 2 「4 個人情報の種類」(7) が「等」となっている。基本的に市が保有する個人情報全てという理解になるのか。
 - チャットに関しては、会話と訳されるように、こういった対面で会話するものと基本的には同じになり、当然、相談者の経歴などが言葉を交わすようにチャット上にも入ってくるので「等」という書き方をしている。
- 市が保存している様々な個人情報にアクセスするというものではないということか。
 - お見込みのとおりである。
- 諮問書の同じ箇所に「会議」とあるが、これはどのような会議を指しているのか。
 - 特定の会議を指しているものではなく、対面で会議をしなければいけないものに関し、チャット上で会議のような形で情報交換をし、会議と同じようなものを非対面で済ませるといようなことが、今後利用としては考えられるため、記載している。
- ここで蓄積された情報は、転出時、転出先へ渡されるのか。
 - あくまで職員間での会話の履歴がサーバ上に残るといようなイメージであり、それを外にお渡ししたりすることはない。
- DV や虐待といった特別なケースの場合は出したりするのではないか。
 - DV や虐待等転出先自治体と連携が必要な際には、このサービスから直接出すのではなく、ケース記録など別のシステムや形で残されている記録をお渡しすることが所管の判断で可能性としてあると思う。
- LoGo フォーム、これは電子申請も視野に入れて運用していこうとしているのか。
 - お見込みのとおりである。
- そうであれば、本人認証、なりすましなどの問題を考えなければならない。この本人認証はどうお考えなのか。
 - LoGo フォームは公的認証、マイナンバーカードと同じような仕組みで認証する仕組み自体は保有しているが、現段階では厳格な本人確認が必要な申込みへの活用は検討していない。
- 個人番号を活用した本人認証を行っているアプリについて新聞報道等で話題になっている。本人認証は、なりすましなどの防止に極めて重要である一方、特定個人情報は番号法に定められた厳格なルールに則って扱わなければならない。その辺りについては十分理解していただきたい。今回はすぐにやらないとのことである。
 - 本人認証が必要な手続きは、国が準備しているマイナポータルの活用を一番に考えている。
- デジタル化にうまく乗れないかたも出てくるかと思う。単にデジタル化することだけでなく、そういうかたのことも心得てこういうものを進めていただきたい。
- LoGo フォームについて、申請などを窓口ではなくインターネット上でやりとりするものになることは分かるが、本人認証はどのように行うのか。
 - LoGo フォームには、本人認証が必要な手続きも可能とするサービスではあるが、現段階においてはそういった厳格な本人認証が必要なサービスの導入は検討しておらず、極端な話、氏名等を間違えても申込みに差し支えないようなものを想

定している。

- 段階を踏んで厳格な本人認証が必要なものをやっていくという方針なのか。
- 本人認証が必要なものもこういった手続きで行えるようにということ自体は、国より自治体 DX 手順書で示されているので必要と考えているが、その手段として LoGo フォームを使うかというのはまた別の話であって、国の準備したマイナポータルを活用するかなど、手段は今後考えていくものとなる。
- 諮問書 P. 57 「仕様書 (案)」4 に「IT リテラシーの低い職員でも」とあるが、IT リテラシーというと、今の社会常識からすると情報の取り扱い方の一端を示しているものである。それが低い職員でも取り扱えるようになると不安があるが、そのことについてどうお考えか。
- こちらはあくまでも操作に関することである。所謂ローコードツールと言われているようなドラッグ&ドロップや画像を認識して画像を動かすだけでフォームが作られるようなもので、プログラミングの知識が無い職員でも操作が可能となるようなものをといった意味である。
- 他にご質問がなければ、諮問通り行うことを「可」とする。

○「保護者向け一斉連絡アプリケーションの利用」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び教育政策課の回答

- このアプリに登録できる保護者は1名か。
- 児童・生徒1名当たり、2名以上登録できるようにしたいと考えている。
- 学校からのお知らせなどがメールで送られてくるといふことか。
- 基本的にはプッシュ型の通知を想定しており、スマートフォンをお持ちでないかたにはメール発信機能での対応を想定している。
- 教育委員会から全体にお知らせする場合もあると思うが、結局は学校単位でやられると思う。そのあたりはどうなっているのか。
- お見込みのとおり、学校ごとに通知内容や、学年・クラスといった通知範囲を設定できるようなシステムを想定している。
- アクセス権限を厳格にされるのか。
- お見込みのとおりである。管理者や校長、副校長を想定している。
- 諮問書 P. 1-2 「4 個人情報を取り扱う作業の留意点」③に、「契約を解除した場合の利用者の個人情報、学校及び利用者個人が登録解除を行った場合の当該個人情報は、いずれも利用停止後、すみやかに削除される。」とある。これについて、より正確に説明してほしい。例えば、削除はどのようなシステムを用いてやらせるのか、削除後は教育委員会へ報告させるのかなどである。諮問書を一読する限り、削除の確認をどのようにするのか、事業者任せなのか分からない。このシステムでは受託者が膨大な個人情報を取り扱うこととなる。その個人情報がきちんと削除されたか否かの確認をどうするのか、過去に他自治体では削除・廃棄されたはずの個人情報が保存された HDD が持ち出され、売られていた例もあるので、そういったことを避けるため、最大限の工夫をしてもらいたい。
- データ削除後は確認書の取り交わしを行うのが常であり、今回においても同じである。また、諮問書 P. 16 「特約条項」第12条第3項に「報告書の提出を求めることができる」とあるので、こちらを根拠に確認が出来ればと考えている。また、こちらを根拠に仕様書にも入れられたらと思う。
- 諮問書 P. 1 「3 システム提供事業者が取扱う個人情報の種類」に「保護者は在

籍する学校教職員より本システムの説明を受け、連絡を希望する保護者のみシステムの登録を行う。」とある。昨今教職員が授業以外にも時間が取られ大変ということのを伺うが、この説明の回数や、システム提供事業者の同席など、このことに関する運用はどのように考えているのか。

- 出来るだけ教職員の負担にならないよう、パッケージのシステムを選ばせていただき、登録に関するマニュアルなどはシステム提供事業者へ作成させることを想定しており、保護者の登録はそのマニュアルにより比較的スムーズにできるような形を想定している。また、事業者によっては、保護者向けの説明も可能というところもあるかと思うので、その場合は説明もお願いしたいと考えている。しかし、マニュアルの配布などに際しては児童・生徒を経由することや、保護者会での一定程度の周知は必要と考えているので、その点については教職員への負担が生じる。
- 周知などで教職員の負担は一定程度発生する一方、紙に印刷し配布していた学年だよりや学級だより、給食の献立表などを印刷作業を経ずデータ送信が可能となることや、毎朝の出欠確認など、これまで教職員にとって大きな負担となっていた業務について、システムを利用することによりその負担を軽減することができると考えており、相対的に考えれば教職員の大幅な負担軽減に資するものと考えている。
- 諮問書P. 11「仕様書(案)別紙」3(4)に「未確認のまま一定の時間を経過した場合再度送信する機能」とある。複数回送っても、なお既読にならない保護者への対応についての想定はいかがか。
- 児童・生徒を通じた確認、若しくは直接電話をかけることが想定される。
- それは教職員が行うのか。
- お見込みのとおりである。学校からのお知らせをお送りしたのに、既読にならないといった場合を想定しているので、学校が確認のうえ学校から電話をする流れになるかと思う。
- 保護者からの欠席連絡がきた際、学校ではどのように確認するのか。
- 現在教職員にはそれぞれインターネットが可能な端末を一台ずつ配られている。今回導入を予定しているシステムは、ソフトをインストールするものではなく、クラウド型のものを想定しており、各教職員がそれぞれ持つインターネットに接続された端末を使用し確認することを想定している。
- 自分が担当するクラスの子どもの状況だけを見られるということか。
- 校長や副校長など管理職は全てを見られるが、教職員は自身の担当する児童・生徒のみといった形で分けることを想定している。
- 教職員一人一人がシステムに接続が可能な端末を持っていて、自分が担当する児童・生徒のものは、一人一人がすぐわかる、授業が始まる前にパッと見れば分かるシステムになっているが、保護者から相談などの連絡があっても、そのことについては担当していない教職員には分からない、その担任しか分からないということか。
- 担任と管理職しか分からないものである。
- 本システムに関わる受託者の職員の氏名などは分かるようにするのか。責任者や何名従事されるのかなどである。
- 責任者については、責任者の届出をいただく予定である。
- 従事者については。
- プロポーザルや選定委員会に応募いただいた事業者から、どういうチーム体制でやるとか、その中でお名前、管理職のかた、責任者のかた、東村山の担当のチームの責任者のかた、実働部隊のかた、実働部隊の中でも責任あるかたなどを教

えていただくことは想定されるが、会社の規模によっては幅広く、1名1名全員の名前を出していただくということは、選定の段階では難しいかもしれないが、責任者のかたは必ず届出をしていただき、何かあった際はその責任者が対応するということが、選定委員会の中で出していただく資料には入れていただくつもりである。緊急対応やセキュリティ権限なども責任者と綿密な対応を取れると考えている。

● 常に取れるということか。

→ お見込みのとおりである。

● 学校が使用しているうえで障害が発生したときは、学校から直接事業者へ連絡できるようにするのか。

→ お見込みのとおりである。事業者には障害対応などの窓口やコールセンターを用意していただき、教育委員会を通さず、学校から直接連絡できるようにする。

● 部活動などを急に変更した際の対応はどのようにするのか。

→ 管理画面での変更が可能なので、児童・生徒の情報が変更になった際は学校で変更することを想定している。

● 事業者ではなく学校で変更するということか。

→ お見込みのとおりである。

● 小学校から中学校へ進学するときのデータ移行について想定していることはあるのか。

→ 選定される事業者によると考えている。データ移行作業なども可能な事業者を選定した場合は事業者へお願いし、保護者による再登録の負担などを減らしたい。

● 仕様書に翻訳機能とあるが、これについて説明願いたい。

→ 児童・生徒は日本語が読めても、その保護者のかたが読めないというケースがあって、その結果、学校からのお知らせが分からないというケースがある。そういったことを踏まえ、仕様として翻訳機能は付けていただくことを想定している。

● 言語は中国語、韓国・朝鮮語か。

→ 当市で在籍の多い外国籍のかたの言語を想定し、英語、中国語、韓国・朝鮮語を想定している。

● 所属する部活動の情報まで取り扱うということは、部活の連絡、例えば、練習中止など、そういったことにも活用しようという狙いがあるのか。

→ 選定される事業者にもよるが、そういう単位でも出来るものもあり、出来るものであれば、学校ごと学年ごと学級ごとの他、部活動ごとの連絡などに使用出来ればと考えている。

● 諮問書 P. 10「仕様書（案）別紙」2（3）に、「本市内において導入実績を5施設以上有していること。」とあるが、この要件を満たし応募してくる事業者があるということか。

→ お見込みのとおりである。

● 過去に同様のシステムを保育園が利用する際に諮問しているが、それとほぼ同じものか。

→ それは、メール発信のシステムと伺っている。

● 今回のシステムは相互でのやりとりも可能であると。

→ お見込みのとおりである。不審者情報など、即時発出が必要な情報をすぐに発信できることが大前提となり、それに加え、出欠の確認や紙でお出ししている学校だよりや学級だよりなどを添付して通知できるなど、メールにプラスアルファの機能を備えているものである。

→ 学校からのお知らせも、メールではなくプッシュ型通知という形で、メールアプ

リを開いて中身を確認していただくのではなく、スマートフォンに通知が来ればすぐにわかって、保護者は通勤時間などご自分のタイミングで即時確認が出来るものである。また、学校も既読の確認ができるので、例えば、保護者が学校からの連絡を全然確認していないといった場合、家庭に何かしらの問題があるのかなといった発見にもなることから、早急な対応の一助にもなる。

- 通知する文書は、保護者などへはデータで送るが、学校は原本をプリントアウトし公文書として管理するという理解で良いか。
- お見込みのとおりである。
- 公文書となるものの管理は、是非すべての学校で統一行的に行っていただきたい。文書の公開を求められた際に適切なお答えができるようお願いする。
- 諮問書 P. 1 「3システム提供事業者が取扱う個人情報の種類」に「連絡を希望する保護者のみ」とあるが、このシステムの利用を希望しない場合の想定をお聞きしたい。
- 基本的には登録をお願いしたいと考えているが、スマートフォンをお持ちでないかたなどへは、紙によるアプローチなど、従前の対応を行うことを想定している。
- 臨時休校のような場合は電話などを想定しているのか。
- お見込みのとおりである。
- 今のところ、この諮問書以上に利用範囲は広げる予定はないのか。
- サービス提供事業者はこれから選定することとなり、選定した事業者からご提案いただいたものは活用の検討をしていきたいと考えているが、取扱う個人情報としてはこの中でやっていきたいと考えている。新たに取扱う個人情報が増えたり、機能を拡張する必要が出た際には、総務課と相談のうえ改めて諮問させていただくなどの対応を取らせていただく。
- 他に質問がなければ、諮問どおり行うことを「可」とする。

(4) 報告

○東村山市個人情報保護に関する条例の改正について（総務課）

（情報公関係長）

今年の市議会9月定例会におきまして、市個人情報保護に関する条例の改正を行いましたので、そのことについて報告申し上げます。

机上にお配りいたしました、右上に「議案第33号」とある議案書、こちら P. 4 「新旧対照表」をご覧ください。今回は、条例第17条第5項の改正でございます。改正の前に、そちらの条文にある用語などについてご説明申し上げます。

国や自治体におきましては、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を使用し、特定個人情報の照会や照会に対する提供を行っております。

5項1行目にあります「情報提供等記録」とは、この、照会や提供を行った際に、端末内に自動的に保存される、「情報照会者及び情報提供者の名称」「照会や提供をした日時」「やりとりした特定個人情報」などの記録のことを指しております。マイナンバーカードをお持ちのかたは、P. 5に添付のとおり、マイナポータルでも確認することができます。

「情報提供等記録」は、特定個人情報を照会した機関、照会に応じ提供した機関、そして、情報提供ネットワークシステムの管理者、この3者において、同じものが保存されます。

条例第17条第5項は、東村山市が東村山市の保有する「情報提供等記録」の訂正

を行った際に、同じ記録を持つ残り2者に対し、訂正内容などを通知する旨定めたものとなります。

それでは改正内容についてご説明差し上げます。

まず、第5項2行目、総務大臣とあるものを、内閣総理大臣とするものでございます。こちらは、今年の5月19日に公布された、デジタル庁設置法による番号法の改正の影響を受けたものとなります。情報提供ネットワークシステムについては総務省の所掌事務であって、番号法においては、そのシステムの管理者を総務省の長である総務大臣としておりました。デジタル庁の設置に伴い、マイナンバー関係事務が総務省からデジタル庁へ移管され、情報提供ネットワークシステムについても同じく移管されました。この事務移管に伴い、番号法において、システムの管理者を総務省の長からデジタル庁の長である内閣総理大臣とする改正が行われ、この改正の影響を受け行った改正でございます。

次に、同じく2行目、番号法第19条第7号とあるものを第8号、3行目後半同条第8号とあるものを第9号とする号ズレへの対応でございます。

こちらは、設置法と同じく、5月19日に公布された、デジタル社会形成整備法による番号法の改正の影響を受けたものとなります。番号法第19条では、特定個人情報の提供が出来る場合について、列挙されております。今回の番号法改正により、第19条の第3号の次に、第4号として新たな号が追加され、第4号から第16号までが1号ずつ繰り下がりました。このことによる引用規定の号ズレへの対応のための改正となります。

(5) その他

○デジタル社会形成整備法第51条による個人情報保護法の改正について

(情報公関係長)

個人情報保護委員会作成資料「公的部門における個人情報保護の規律の考え方」、そちらの1枚目下段のスライド、1つ目の黒ぼちをご覧ください。

今年の5月19日に公布されました、デジタル社会形成整備法により、個人情報保護法の改正が予定されております。

この改正により、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が、個人情報保護法に一覧的に規定され、その後、地方公共団体の個人情報保護制度についても個人情報保護法において、全国的な共通ルールで規定するもので、法の解釈運用や法運用の監督権限が、個人情報保護委員会に一元化されるものでございます。こちらの施行は、国や独立行政法人等のものが令和4年春、地方公共団体のものが令和5年春を予定しております。

この改正による影響でございますが、ただ今、申し上げましたとおり、都道府県を含めたすべての自治体の個人情報保護制度が原則、全国で統一化されることとなりますことから、個人情報保護条例の改廃など、法に基づく共通ルールへの円滑な移行及びそのための準備が必要となってまいります。

最終ページ下段をご覧ください。

改正法の解釈やガイドラインなどは、国のものが今年の冬の、また、地方公共団体のものが、来年春ごろの公表を予定しております。

今後の審議会におきましては、国等からの情報や、市における進捗等をご報告させていただきます。

このことにおいて、ご意見などもお伺い出来ればと思います。

一元化については以上となります。

- このことにより、東村山市だとか周辺の自治体、あるいは民間企業にとって、運用だとか運営だとかに大きく影響を受けるものなのか。
- 細かい影響は精査中だが、影響を受けることで間違いない。この審議会においても、あり方に関して変更になる可能性はある。ただガイドラインの詳細などが現在出ていないところであって、国からも各自治体が諮問機関として持っている審議会の役割の具体的な内容については示されていない
- 今の段階ではガイドラインが出てないからまだはっきり分からないと。
- お見込みのとおりである。
- ルールが全国統一化されるというような説明があったが、そのことについてうかがいたい。
- 個人情報保護法の規定の直接適用を受けることになる。現在、各自治体はその自治体が定める個人情報保護条例において、個人情報保護制度の運用を行っているが、それが法の規程によるところになる。
- 全国すべて同じ条例になるということか。
- 同じ条例ではなく、個人情報保護法の中に地方自治体に対する規定が設けられており、そちらの適用を直接受けることとなる。
- 条例を定める必要が無くなるということ。
- 今ある条例に関しては大幅な改正、もしくは廃止などが必要となる。
- 今後、この審議会としても注視していきたい。

以上

※この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

【理由】

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報（個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など）が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。